



埼玉県報

第445号
令和5年(2023年)
9月5日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）
- 男性警察官用冬服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察官用防寒服6品目の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 指紋自動識別システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 小型よう撃捜査支援装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道練馬所沢線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表六十四の二の八号の次に次の一号を加える。

六十四の二の	狩猟税納税済印（埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）附則第三項の納税済印）	別記様式第六十四号の二の
九		九

別記様式第二十七号の七（二）の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十七号の七（三）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定
 過少申告 通知書（納額告知書）
 重

次のとおり通知します。
 なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税 事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法 人 税 法 の 規 定 に よ っ て 計 算 し た 法 人 税 額		円	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額			
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額			
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	
法 人 税 割 額		ア又はイ × $\frac{100}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額			
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額			
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額			

		事 業 税			
		摘 要	課税標準	税 率	税 額
法 第 一 七 十 二 条 掲 げ の 第 一 項 業	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		/100	円
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
付 加 割	付 加 価 値 額 総 額				
	付 加 価 値 額		/100		
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額				
	資 本 金 等 の 額		/100		
法 条 項 掲 げ の 第 七 十 二 条 第 二 項 業	収 入 割	収 入 金 額 総 額			
		収 入 金 額		/100	

法 第 三 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額				
		所得金額		/100		
	付加 価値割	付加価値額総額				
		付加価値額		/100		
	資本割	資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
	収入割	収入金額総額				
		収入金額		/100		
	法 第 四 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	付加 価値割	付加価値額総額			
			付加価値額		/100	
資本割		資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
収入割		収入金額総額				
		収入金額		/100		
合 計 事 業 税 額						
事業税の特 定寄附金 税額控除 額						
仮装経理に 基づく事 業税額の 控除額						
差引事業 税額						
既に納付の 確定した 当期分の 事業税額						
租税条約の 実施に係 る事業税 額の控除 額						
差引過不足 事業税額						
減少する事 業税額の うち仮装 経理に基 づく過大 申告の更 正に伴い 繰越控除 される税 額						
減少する事 業税額の うち租税 条約の実 施に係る 更正に伴 い繰越控 除される 税額						
特 別 法 人 事 業 税						
摘 要						
		課税標準	税率	税 額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	/100	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額						

差 引 法 人 税 割 額			
既に納付の確定した当期分の法人税割額			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
過 不 足 法 人 税 割 額			
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月
均 等 割 額	円 ×	ウ	12
既に納付の確定した当期分の均等割額			
過 不 足 均 等 割 額			
過 不 足 県 民 税 額			
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
分 割 基 準	事 業 税	県 民 税	従業者の数
		固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数
本 県			
総 数			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			
差 引 特 別 法 人 事 業 税 額			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額			
差引過不足特別法人事業税額			
減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
過 少 (不) 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
延滞金の控除期間対象外税額			
県民税	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで
事業税 特別税	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで
指 定 納 期 限			
年月日			
更正、決定又は加算金決定の理由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第六十四号の二の八の次に次の一様式を加える。

別記様式第六十四号の二の九



直径30ミリメートル

別記様式第八十号の三及び別記様式第八十号の五中		箇	分	冊	冊
加	算	金	額	ト	を
加	算	金	額	ト	を
額	に	重	加	算	金
額	に	重	加	算	金
重	加	算	金	額	に
重	加	算	金	額	に

第二条 埼玉県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四十四条の表〔二十七の七号及び二十七の九号中〕第七十二条の四十六第六項

を「第七十二条の四十六第七項」に改め、同表〔四十八号及び四十八の二号中〕第

七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四

条の四十七第七項」に改め、同表〔六十四の二の九号中〕埼玉県証紙条例を廃止す

る等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）附則第三項」を「条例第九十九条

第一項」に改め、同表〔六十四の四号中〕第七十一条第六項」を「第七十一条

第七項」に改め、同表〔八十号及び八十の二号中〕第七十一条の十四第六項」を「第

七十一条の十四第七項」に改め、同表〔八十の三号及び八十の四号中〕第七十一条

の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改め、同表〔八十の五号及び

八十の六号中〕第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、

「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

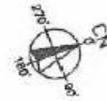
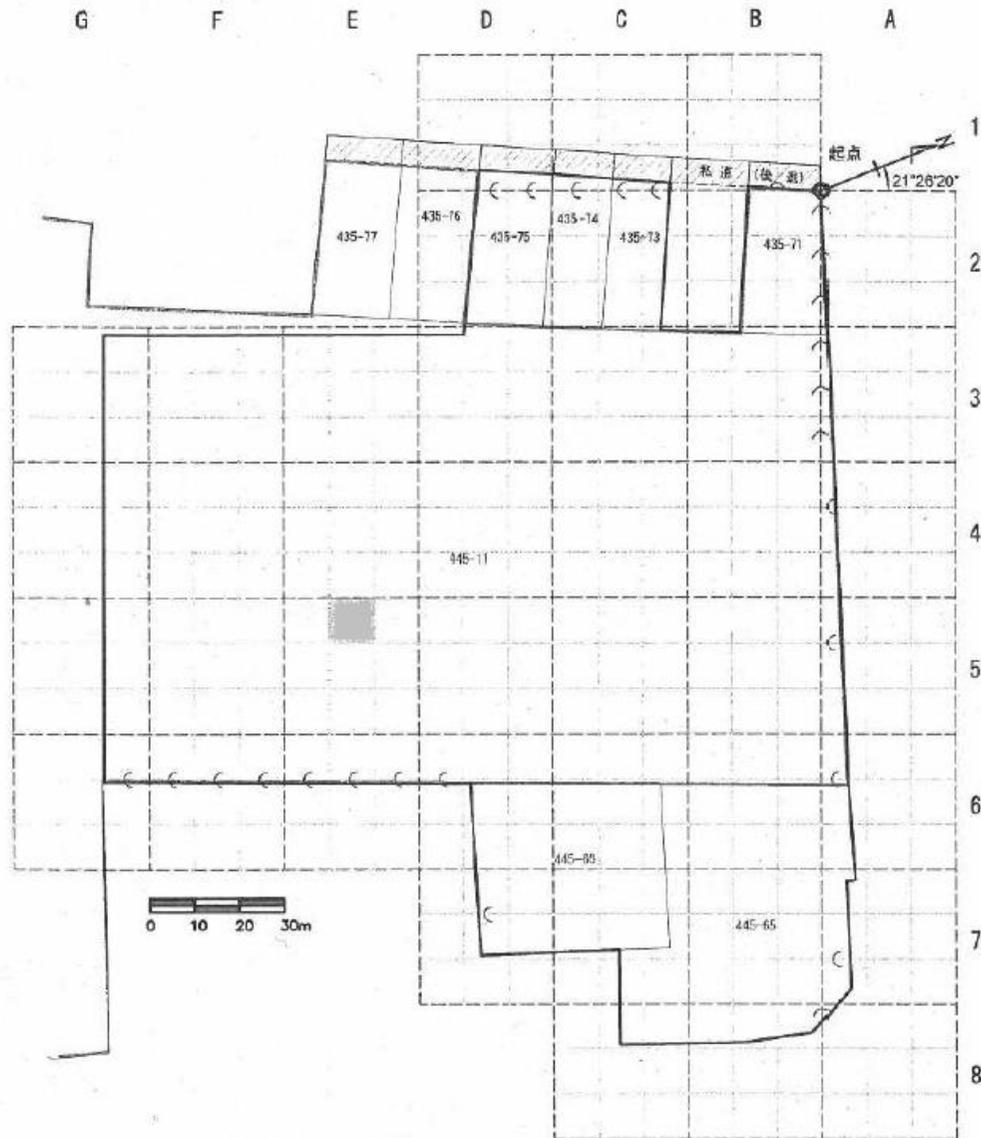
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第五百八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市野火止七丁目四百四十五番十一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【起点】

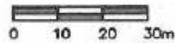
起点は、新座市野火止七丁目435番71の私道部分を後退した敷地利用地の最北端とする。

【格子の回転角度】

21度26分20秒

【凡例】

- ：敷地境界
- ：調査対象地
- ：ただし書きの範囲
- ：30m格子
- ：単位区画 (○ は単位区画の統合を示す)
- ：形質変更時要届出区域を解除する区画



告 示

埼玉県告示第九百六十五号

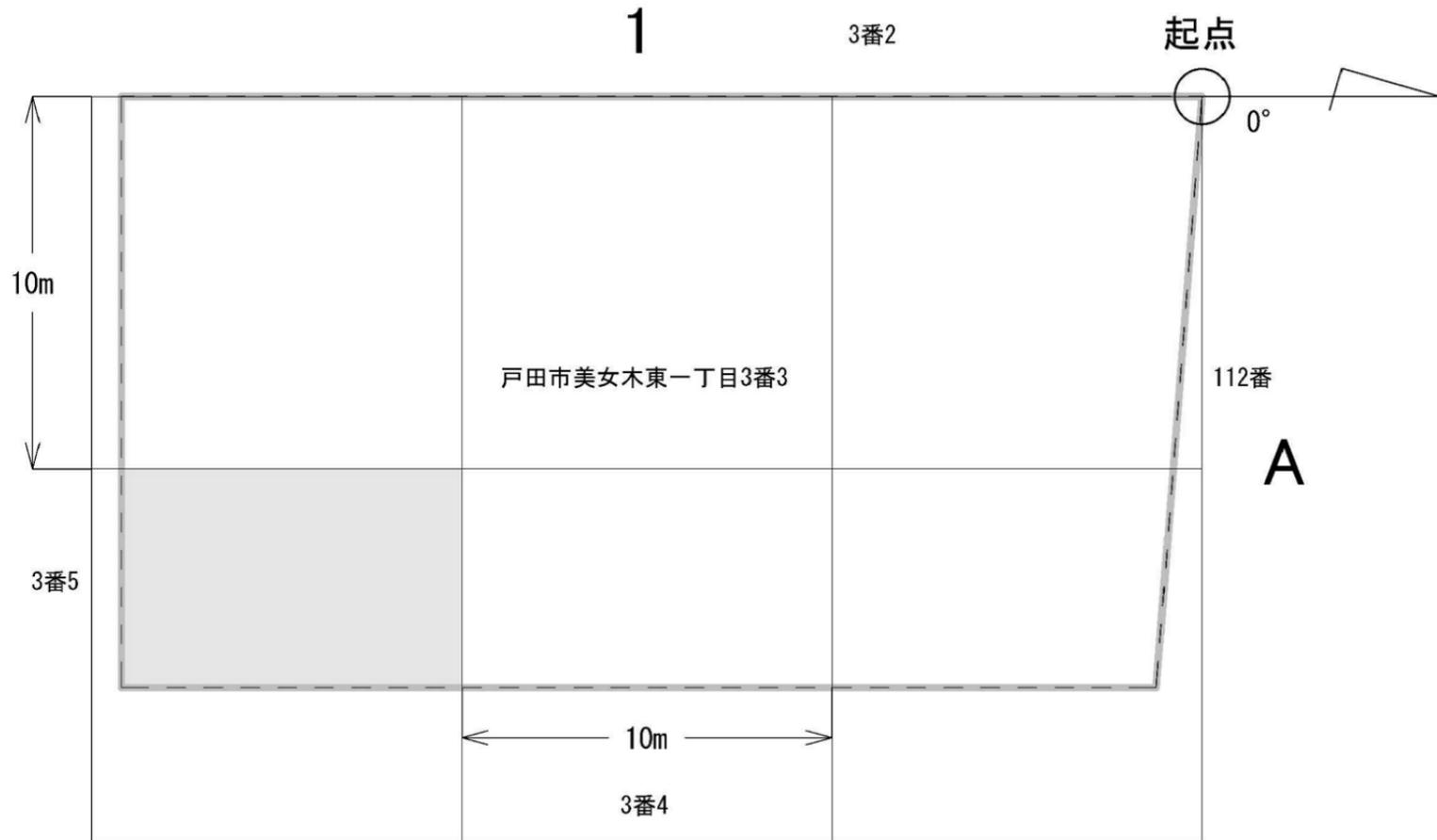
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第二百八十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市美女木東一丁目三番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
起点は埼玉県戸田市美女木東一丁目
3番3の最北端とする

格子の回転角度 0°

- 形質変更届出区域の指定を解除する区域
- 敷地境界
- - - 地番境界

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢北秋津プロジェクト

埼玉県所沢市北秋津八百番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

所沢市商業振興条例に規定する事項を遵守するとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。

二 縦覧期間

令和五年九月五日から令和五年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

横瀬町全域

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域（十五・九五平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十号

令和五年埼玉県告示第七百五号で公示した公共測量は、令和五年八月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

令和五年埼玉県告示第三百五十号で公示した公共測量は、令和五年八月七日終了した旨測量計画機関である東日本総合計画株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一四―二〇―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上川俣字竜住千四百八十六番一外三十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百六十一・四五立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目一番十二号

株式会社日産サテイ才埼玉 代表取締役社長 河 岸 正 和

ロ 敷地の位置

従前地 埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸千七百二十六番一、千七百二十九

番一、千七百三十番一、千七百三十番三、千七百三十一番一、千七百

三十一番二、千七百三十二番二及び千七百三十二番三

仮換地 片柳土地区画整理事業九十六街区十、十一、十二及び十五画地

底 地 埼玉県坂戸市大字片柳西ヶ谷戸千七百三十番一の一部、千七百二十

九番三の一部、千七百三十番三、千七百三十一番二の一部、千七百三十

十一番一、千七百三十二番三、千七百三十二番七の一部、千七百三十

二番一の一部、千七百二十八番、千七百二十二番六の一部及び千七百

二十七番二の一部

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場及び自動車車庫

二 意見の聴取の期日

令和五年九月八日（金）

午後二時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県坂戸市千代田一丁目二番三号

坂戸市立中央公民館 学級室C

告 示

埼玉県告示第九百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用冬服ズボンの製造請負（単価契約） 2,929着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
甲株式会社 東京都千代田区外神田3丁目8番13号
- 5 落札金額
38,147,296円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月16日

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約） 1,726着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
46,041,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月16日

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約） 4,555着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
甲株式会社 東京都千代田区外神田3丁目8番13号
- 5 落札金額
43,841,875円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月16日

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

警察官用防寒服 6 品目の製造請負（単価契約）

（内訳）	男性警察官用防寒服Ⅰ種（上衣）	306着
	男性警察官用防寒服Ⅰ種（ズボン）	613着
	男性警察官用防寒服Ⅱ種	1,126着
	女性警察官用防寒服Ⅰ種（上衣）	35着
	女性警察官用防寒服Ⅰ種（ズボン）	112着
	女性警察官用防寒服Ⅱ種	153着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号

5 落札金額

37,274,270円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月16日

告 示

埼玉県告示第九百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
指紋自動識別システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
590,310,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
小型よう撃捜査支援装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額
70,870,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年4月28日

告示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市栗原三丁目二一七番四地 先から同市栗原三丁目二一七番 四地先まで</p>		区 間
<p>一〇・一〇〇 一一・五〇</p>	<p>八・二〇〇 八・四〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三四・三〇</p>		延長 (メートル)
<p>歩道整備事業に よる。</p>		備 考